

平成19年9月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成19年9月27日

場 所 第1委員会室

平成19年 9月27日(木曜日)

午前10時 3分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 委員会の基本方針(案)について
 2. 県外調査について
 3. その他
-

出席委員(12人)

委 員 長	蓬 原 正 三
副 委 員 長	岡 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	福 田 作 弥
委 員	野 辺 修 光
委 員	濱 砂 守
委 員	黒 木 覚 市
委 員	中 野 一 則
委 員	河 野 安 幸
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松 下 新 一
政策調査課課長補佐	井 上 直 三

○蓬原委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

すが、お手元に配付の日程案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、委員協議に入ります前に、お手元の資料1をごらんください。これは、前回の委員会で中野委員より資料要求があったものなどをまとめたものでございます。まずは、当資料について、書記のほうより説明をさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、松下書記、よろしくお願いたします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

まず、1ページ目ですが、これは前回の委員会で中野委員から資料要求があったものでありまして、「今年度の議員定数等見直しに向けた各県の動き」でございます。全国照会しました結果によりますと、今年度から動きを起こしているのは本県以外にも7道県ございました。読み上げますと、北海道議会、道の支庁制度の見直しが行われるため、幹事長会議にて準備的協議を開始。長野県議会、議会改革の提案事項に「議員定数の検討について」が含まれており、今後、議長が対応を検討。愛知県議会、5月に「議員定数等調査特別委員会」(定数14名)を設置。和歌山県議会、6月に「議員定数等検討委員会」(定数13名)を設置。鳥取県議会、6月に設置した「議会改革推進会議」において、議員定数も検討される予定。香川県議会、7月に「議会改革検討委員会」を設置し、議員定数も含め調査検討を実施。沖縄県議会、平成20年6月の次期選挙に向け、各党派代表者会にて議員定数等の見直しを検討中となっております。このうち、

2番の長野県、4番の和歌山県、5番の鳥取県、6番の香川県に関しては、ことしの4月の選挙の際に本県と同じく定数を削減していない県であります。

次に、2ページに参ります。前回の委員会でお話のありました新型交付税における議会費の算定についてであります。

若干おさらいをしますと、1の算定方法ですが、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付基準額となります。この基準財政需要額についてですが、交付税の算定において、各自治体では、標準的にこれだけの費用が必要であろうと算定される額でありまして、この算定は単位費用、すなわち単価に人口や面積の測定単位を掛けて、補正係数を掛けて算定されます。

2の平成18年度までの算定状況では、いわゆる単価である単位費用が622円、これは議員報酬等をすべて含めた議会費全体での単位費用ですが、これに人口を掛けて、補正係数を掛けた11億2,500万円が基準財政需要額となっております。もう一度念のため申し上げますが、この額、11億2,500万円が交付税として県の収入に入ってくるわけではありませんでして、ここから基準財政収入額、すなわち本県における標準的な収入額を差し引いた額が交付税として交付されているので、御注意いただきたいと思いません。

そして、3の平成19年度からの算定であります。交付税全体においても削減がなされている状況でありますから、議会費においても単位費用のカット(612円)や補正係数の見直しが行われておりまして、基準財政需要額は9億8,100万円となっております。前年と比べると1億4,400万円のカットとなっております。あくま

で交付税上ですが、これが本県において標準的にかかる議会費の費用であると算定されているものであります。

なお、前回の委員会で面積の測定単位も盛り込まれるのではないかと御質問がございましたが、面積の測定単位は「建設事業費」等の算定で使用されるとのことでありまして、議会費の算定にはあくまで人口の測定単位を掛けるということでありました。

次に、3ページでございます。こちらは資料だけなんです。現在の選挙区や定数の状況を図であらわしたものであります。今後の協議の中で選挙区等を議論する際の参考としていただくためのものであります。

以上ですべての説明を終わります。

○蓬原委員長 説明が終わりました。この資料に関しまして御質問、御意見はございませんでしょうか。

ないようであれば、資料1に関する説明を終わります。

それでは、ここから委員協議に入りたいと思えます。

まずは、委員会の基本方針(案)についてであります。

今後の委員会の方向性を決め、委員の皆様の意思統一を図ることは、これからの委員会審議を進める上で大変重要なことでもあります。前回の委員会においても、「まずは委員会としての方向性を決めたほうがよい」との意見が出されておりました。そこで、きょうは当委員会の基本方針について御協議いただきたいと思えます。ついでに、正副委員長で協議をいたしまして、基本方針の案を作成してまいりました。資料2をごらんいただきたいと思えます。これを読み上げます。

「議員定数・選挙区調査特別委員会」基本方針（案）、3つございまして、基本方針1、「総定数」については、削減を行う。ただし、県議会の機能・役割が大きく低下しない範囲での削減にとどめる。基本方針2、「選挙区」については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化について十分検討した上で設定をする。基本方針3、「各選挙区の定数」については、一票の格差を可能な限り小さくするとともに、県全体の均衡ある発展にも十分配慮した設定を行う。この3つであります。

まず基本方針が決まりませんと、これまでいろいろ資料等については調査・検討をしてみましたところでございますが、これから具体的に議論を進めていく中で、ぜひこの基本方針を定めて、その方針に従ってやっていきたいということで、きょうはこの基本方針についての御協議をいただいて、最終的にはこれを決定いただける方向で御議論をいただきたいというふうに考えております。

そこで、まずは、この基本方針1から御協議をお願いいたしたいと思っております。基本方針1、「削減を行う」と具体的に言葉として書いておりますが、御意見等はございますでしょうか。

○**榎藤委員** 内容について異議があるわけじゃないんですが、我々のこの特別委員会としては、一応、提言を委員外の皆さん方にも御理解をいただくという、そのために先行して審議をするということですから、私は「削減を行う方向で検討する」というふうにしておったほうがいいんじゃないかと思っております。

○**蓬原委員長** 表現が「削減を行う」ということで断定調になっておりましたから、「行う方向で検討する」、そういうことでよろしいですか。

また後で最終的には賛否を問いますけれども、そういう文言のところは御提言いただければ。

○**黒木委員** 方向はこれでいいと思うんですよ。ここははっきり「行う方向」じゃなくて、「行う」という打ち出し方をしていかなないと、県民向けについて弱いんじゃないですかね。そこ辺は、行うんだという方向はこれでいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうかね。

○**榎藤委員** 私は、この委員会は、行う、行わないということの答申じゃないけど、もちろん、各会派の責任を持って出てきているわけです。だから、この委員会の権能としては、やっぱり検討するということじゃないかなと思うんです。その後に手続的に本会議で採決するということで、意味そのものは弱まることのない確認事項で、今おっしゃる意味でよろしいんじゃないかというふうに思うわけです。

○**蓬原委員長** ここで、この基本方針1、非常に大事な方針だと思うんですが、これを協議するに当たって考慮すべき事項、資料をまとめておりますから、書記のほうから配付いたさせます。ごらんいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○**蓬原委員長** 委員会を再開いたします。

考慮すべき事項ということで4項目、ただし書きで2項目ございます。県民の声、行財政改革の流れ、前回の特別委員会の結論、そして、今回のいろんな選挙の中で争点の一つにもなったかと思っておりますが、各議員の皆さん方の新聞・テレビ等でのマスコミを通じての見解等々を見てみましても、そういう流れになるのかなということで、この4項目を考慮すべき事項として

書かせていただきました。ただし、その削減については、議会の監視機能等の低下の問題、民意の反映の問題ということもあるから、そこあたりもまたよく考慮しながらいかなければいけないなということでの1番目の「基本方針1」となったわけではありますが、御意見等はございますか。

○権藤委員 黒木委員の言われた点も考慮して、もっと強い意味で、誤解を招かない、うやむやにしないという意味では、「削減を行うことを前提に検討する」というような、これは余り時間かけて議論することじゃないんですが、その方向というのが漠としていいかげんじゃないかという、そういうことを招かないためには、そういうふういきちっと、趣旨は全く一緒だということはどうでしょうか。

○蓬原委員長 削減という方向については、別にやぶさかではないよと。ただ、委員会でもどこまで先行するかという、そのあたりのことを考えての表現ということですね。「削減をする方向」というこの方向については、委員の皆様方、御異議ございませんね。採決については、後ほど行いますので。では、基本方針1については以上で締めます。

基本方針2について、御意見等を賜りたいと思います。これは、先ほどの権藤委員の言葉に似ていますが、「十分検討した上で設定する」という表現になっておりますが。

○中野委員 私の気持ちは、基本方針2は削除していただきたいという本音でありますけれども、もともとの調査事項が選挙区のことも含めた選挙区定数の調査委員会ですから、選挙区に触れないわけにはいかないと思っておりますが、この文言では、法のもともとの原則があるわけですから、それを損なう気がいたします。それ

で、文言の変更をお願いしたいと思います。

○蓬原委員長 どういうふうに。

○中野委員 一番最後の文言が「十分検討した上で設定する」と書いてありますが、これは選挙区を広域化で設定することを前提に書いたように読めますので、広域化が前提というふうに読めないように、「十分検討した上で設定する」のところを、「選挙区の広域化についても検討する」ぐらいにしてほしいと思います。

○野辺委員 その前に、広域化というのが出ておるんですが、任意合区する場合に、今の法でいった場合に、1人区のところで人口が多いところも任意合区が可能なのかどうか、このことについてはどうなんですか。

○蓬原委員長 これは配当基数の関係があると思いますから、書記のほうからわかりやすく説明をいたします。

○松下書記 任意合区については、公職選挙法で定められていますが、これは、いわゆる配当基数が1に満たないところだけが可能でありますので、例えば、資料1の3ページ目の地図にもあろうかと思うんですが、これで御説明しますと、あくまで総定数が45だった場合ですが、現時点では、合区できるのが西臼杵郡、えびの市、西諸県郡、北諸県郡、串間市の5つです。これ以外に1人区はどうかというお尋ねだと思うんですが、現時点で東諸県郡、宮崎郡、そして東臼杵郡、西都市・西米良村は人口比例定数上は1人区でありまして、こういったところは任意合区の対象とはなりません。定数45の場合は合区はできませんので、どうしても1人区というのは残るということになります。

○蓬原委員長 私の補足じゃないんですが、前回お配りした資料集の6ページ、定数を、いわゆる分母45を、44から38まで仮にシミュレーショ

ンで減らした場合の各選挙区の定数と配当基数がどうかというのをここに示しております。今、書記が説明したのは一番左側の定数45の場合、この網かけのところ、これが配当基数が1以下なので任意合区になりますよと。これが44では変わらず、ずっといきますといろいろ変わってきますね。39ぐらいになりますと、かなり任意合区の対象になるところがふえると。ただし、法律の郡、市という縛りがありますから、どうしても1人区が残る、どうしようもないところはあるということですね。現時点においても、宮崎郡と東諸については1人区であります、配当基数が1以上でありますので、これは今のところ法を超えて合区にすることはできないということです。

○野辺委員 仮に1人区をなくすということになった場合、何人までいったときはなくなることになるのでしょうか。38人ぐらいですか。

○蓬原委員長 38人でも1人区というのは残る。配当基数を限りなく少なくすることはできるんですが、法の壁がある以上、配当基数が1以下にならない限り合区にできないんで、少なくともできますが、残る可能性はあるということです。

○野辺委員 全国で1人区というのがないところはありますか。

○蓬原委員長 それについては、資料をこの前出しておりますが、書記のほうで説明をいたします。

○松下書記 全国の1人区の状況は、前回お配りした資料集の16ページ、各県の選挙区の状況になりますが、これによると、沖縄は1人区がないということになっております。

1人区につきましては、委員長の方から御説明がありましたように、配当基数が0.9とか0.8とかで1人区になっている選挙区もあれば、1.1

とか1.2とかいう配当基数で1人区になっている選挙区もありますので、1.1ということで1人区になっている選挙区については合区はできないということになります。ですので、全国的に見ても合区できない選挙区も残っているという現状もあるのかなということでございます。

○蓬原委員長 以上の説明であります、そこは合併してしまえばなくなるんでしょうけれども、合併しないところについては配当基数が大きな壁になるということなんです。ゼロとはならないんじゃないかなということですね。

○黒木委員 今、合併が全国的に進んでいるわけですが、法的な改正だとかについては何も総務省のほうからは聞いてないですか。

○蓬原委員長 これは前もたしか権藤委員でしたかね、意見が出ました。総務省に行ったらどうかという意見もあったんですが、これについてはまだ情報は何も得られておりません、他県の動きが、これについて改正の何か要望しているとか、議長会でしているとか、こういう話は私どももまだ伺ってはおりません。

一応、これは私どもが出した案ですから、委員長と副委員長のほうでしゃべります。一つの制度設計だと思うんですね。中野委員からも先ほど御意見がございましたが、一つの設計をするときには、いろんな角度から物を見て、四角がいいのか、丸がいいのか、八角形がいいのか、材質は何がいいのかという、いろんな角度から検討していかないといけないんで、そういう意味では、結論ありきではなくて、先ほども申し上げましたように、前回の委員会が抜本的に見直すということになっているわけですから、この表現が広域化ありきじゃないかということであれば、その表現を変えてもいいんですが、広域にすることも含めて、いろんな角度から議

論していかないと結論は出ないと思うんですよ。そこは2番を何とかして、中野委員の結論ありきじゃないかということがあるとすれば、そこは多少表現を変えてもいいんですが、いろんな角度から検討するという意味で入れさせていただきたいと思うんですが、まだほかに議論があれば、どうぞ。

○満行委員 3で話そうと思っていたんですが、中野委員がそうおっしゃるので出てきましたが、前回の結論は抜本的に見直す、それが県議会に課せられた責務であるというふうに自民党の結論の委員会報告になっているわけですよね。抜本的な見直しを図るということは、何も条件をつけずにみんなで検討しようということがそのことだろうと思うんですよ。今、中野委員がおっしゃる、こうやると任意合区をすることによって読めるからだめだとおっしゃるのは、前回の結論の抜本的な見直しというのは何なのかと、最初から枠をはめてこれしかだめよみたいな議論じゃ私はいけないんじゃないのかと。これは、基本方針3もそうなんですけれども、一票の格差をなくす、相当抜本的な見直しの大きな視点だろうとは思いますが。

○蓬原委員長 それでは、2番については、まだほかにございますか。最終的には後で検討をするということ。

○中野委員 念を押しておきます。この文言では、「広域化について検討した上で設定する」だから、広域化を設定するということを何としても前提にした文言なんです。だから、文言の修正を。

○蓬原委員長 後で書記のほうで文言については別案をお出ししましょう。

基本方針3について、一票の格差、均衡ある発展ということですが、問題のある表現じゃな

いと私どもは思って出したんですが。

○濱砂委員 2とも連動すると思うんですが、検討をするということで理解したんですけども、ただ、一票の格差というのは、合法的な範囲をもとに検討すると。いわゆる国内判例、全部出ておりますので、合法だというのは、5倍でも合法という判例も出ておりますし、宮崎県が何倍までならこういう地域条件の中で認められるのかということも、合法的な判例を基礎にした中で十分検討するということにさせていただきたいと思います。

○蓬原委員長 そういう御意見でございました。

前の前の委員長もいらっしゃいますけれども、何か過去の経緯もあつたんですかね、福田委員、参考までに御意見を賜ります。

○福田委員 私は過去のことはとやかく言いませんが、この3つの基本方針の文言を見ますと、どれが1つ欠けても先に進まないことになるわけなんです。それで、前々期が2名の削減を実施して、大変お互いに苦労したわけですが、やはりこの基本方針の3つは議員定数の調整・削減をやる上で最大公約数ですから、これは文句のつけようがないなど、私は10分前に来て、ずっと文章の精査をしておりました。でありますから、特段異議はございません。私どもの会派からは私と黒木委員を除いたほかは全部1人区から出ておられますから、それぞれの思いがあると思うんですね。その辺も十分お聞きしながら事を進めていただければいいと。しかし、最終的には、ほぼ全員の方が選挙時のマニフェスト（公約）に議員定数の削減と議会の改革を標榜しておるわけですから、避けて通れないというふうに考えております。以上です。

○濱砂委員 決してこれを反対しておるわけはありません。ただ、全国の例というものも基

本に考えなければいけない。一番もとの基本的人権の問題でありますから。そういうものから考えますと、この中で小さくしていくということは私ほうたつていいと思うんですけど、何も1を変えるつもりはありません。ですから、選挙区も含めて、1人区も含めて、ここは大事なところだと思うんですよ。これは合法的、法律で認められる判例はもとにしなければ、その基本という姿勢が、話が出てこないと思いますので、ここはぜひ、もっと広い意味で検討するという事で御理解をいただきたいと思うんですが。

○蓬原委員長 法律を超えて私どもが物事を決定することはできませんし、また、その判例、前例というのは十分尊重しなければいけないことだというふうに考えます。基礎だというふうに思います。その中で「可能な限り」という表現をしているわけなんですけどね。

その前に、何か関連でありますか。

○緒嶋委員 県土の均衡ある発展、今は格差社会が言われておるわけですよ。格差のない社会を築くのが政治の大きな目的、あらゆる意味で、社会的弱者の問題も含めてですね。いろいろな意味で格差をいかになくすか、最終的にはあらゆる意味でみんな平等だと。限界、許容範囲がありますけれども、そういうものを目指していくためには、格差をなくす、それが県土の均衡ある発展にもつながるわけで、そういうものを目指しながら、我々は選挙区の定数問題も考えていかなければ、一極集中的な県土をつくっていくのかということについて十分協議しながらいかなければ、人口の格差だけじゃなくて、地域間の生活の格差をなくすというのが我々の最終的なねらいでなきゃいかんのではないかと、いうふうに私は思っているんですね。

○濱砂委員 先ほど話が出ました1人区にこだわるんじゃないかと、結果的に1人区ができ上がれば、検討した上でそういうことになれば、私はこれも県民の方に理解をいただけるんだろうと思います。ですから、あくまで合法的なもの認められる範囲で十分練って検討をする必要があるんじゃないかと思うので、それでここにちょっとこだわるんですが、もう少し範囲を広くしていただきたい。

○蓬原委員長 表現の問題ですね。

○濱砂委員 はい。合法的な判例を基本に、これを超えることはないわけですから、宮崎県バージョンに当てはめてもらうと。

○満行委員 見直しをするわけですから、一票の格差を広げる見直しというのはあり得ないだろうと思いますので、格差を縮めるという確認ができればいいんじゃないでしょうか。私は、今回見直しをして、一票の格差が広がるというような改革というのは、改革と県民は言わないんじゃないのかなと思います。

○濱砂委員 言われるとおりです。言われるとおりですから、これ以上縮まることはないでしょうから、これを合法的な範囲の中で、5倍から広がることはないんですから、範囲の中でということで表現していただければ。これは全国の事例あるいはそういった有識者の人たちのものも出てくるだろうと思いますから、広くしていただきたい。

○蓬原委員長 きょうは大方針ですから、後はまた細かく佳境に入るときに議論していくわけですよ。当然そういう議論をしていかないといけない。

○濱砂委員 だから、入り口だけはとっておいてほしい。

○蓬原委員長 「可能な限り」ではいかんです

か。

○濱砂委員 「合法的な範囲の中で」と。

○権藤委員 事務局に聞くけど、今の現状では合法的な範囲に入っておるわけよね。

○松下書記 合法的という定義にもよるのですが、現在の宮崎県の選挙区では1.93倍と非常に理想的にはなっております。

○蓬原委員長 私の記憶では、過去の定数等委員会の中でたしか2倍ということを前提にして、非常に御苦勞があった時代もあるんですが、西臼杵においてはいろいろ大変な思いをされたんですけれども、たしか2倍とされた一つの経緯があったように記憶しています。

○福田委員 あのときの定数削減は、逆転選挙区の解消で、延岡対都城の対決でございまして、これも非常に苦勞したんです。人口の多いところが議員定数が少なくて、人口の少ないところが議員定数が多かったもんですから、その解消が第一で、それに巻き添えを西臼杵郡が食ったという感じでした。現定数から見ますと、宮崎市と都城が譲って、その調整分に45の中で3定数使われていますよね。その辺がこの3つの方針を使わないとできないと思うんですね。その辺を使って、それぞれの委員の意見を踏まえて一回たたき台をつくらんことには、ああじゃない、こうじゃないと進まんでしょう。

○蓬原委員長 2と3については今、御意見をいただきましたから、後ちょっと休憩をいただいて、適切な表現はないかどうか書記と検討しますけれども、ほかに御意見ございますか。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時2分再開

○蓬原委員長 委員会を再開いたします。

ただいま修正しました案をお配りいたしました。御意見等も出尽くしたようでございますので、これまで協議してまいりました3つの基本方針についてお諮りいたします。

当委員会の基本方針を、修正したこの案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 全会一致と認めます。それでは、このように決定いたします。ありがとうございました。

さて、委員の皆様のご熱心な御協議によりまして、当委員会の基本方針が決定いたしましたので、今後はこの方針に基づいて具体的に議論を進めていきます。その中でも、特に、総定数については、それぞれのイメージを皆さんお持ちかと思えます。具体的な議論は次回以降、突っ込んでいよいよ議論に入ってまいります。この総定数について、現時点において、こうしたらいいかみたいなイメージを持っていらっしゃる方があれば、いわゆるフリートーカーの形で意見交換となりますが、行いたいと思います。また、ここでいろんな意見交換があれば、それを参考にしながら、次はこういう方向で議論しようかなということをもたこちらでお示しして、具体的に核心に迫れるような議論をやりたいというふうにも思っていますので、しばらくの間、そういうイメージをお持ちであれば御意見を賜りたいと思います。なければ、後の日程に進みますが、きょうは大方針が決まりましたから、次回以降はそれで進むわけでございますので、きょうは大きなメインディッシュはそれだったかなというふうにも思っております。

○中野委員 私は、公約は宮日新聞の取材に答えましたが、削減ということには、もちろんその方向ということにしましたが、あえて定数は

書きませんでした。というのは、先ほどからこだわっておりますけれども、1人区の存在をどうしても認めてほしいという気持ちから、先ほども言いましたけれども、市・郡単位の原則、あくまでも守らないかんというのが原則ですから、この法の趣旨にかんがみて、そのことをどうしても尊重するという事で定数削減に賛成するけれども、その数というのは、はっきりと言って、余りにも極端な削減をしてほしくないというのが私のイメージです。

○黒木委員 私のイメージもちょっとおっしゃる通りですね。今、ここには1人区の皆さんも結構多いんですが、1人区をまず残そうという今のお話からいきますと、もう1人区は残し切れん、では2人区にしよう、どこを減らせという言い方にしかなりません。それはひとつ問題がありますので、1つは、例えば広域化にして、市郡制の問題は法的に1つクリアせにゃいかん問題があります。これもわかりますが、市郡制をもう少し広くして、例えば私の日向であれば日向・東臼杵あたりが一緒になれないのかとか、よその地区のことは言いませんけれども、そういうふうに枠は超えられないかと。そうしますと、それぞれの痛みはみんなに平等になるんです。その方法はないのかということもひとつ検討に入れてほしいと思います。

○権藤委員 今に関連があるんですが、行政の日常業務の広域化ということを検証して、それをベースにある程度議論すべきじゃないかと。今、郡というのが何なのかと聞かれると、非常に漠然としているわけですね。郡の中で一部広域行政で消防を初め、あるいは教育もそうですが、ごみ焼却の問題、火葬場の問題、すべてこっちに引っついたりしている場合もあるわけですね。そういうものを一つのベースに、中野委員

の考えと若干違うわけですけど、そういうものが日常化してきているという事実が仮にあれば、そういうものも踏まえて議論をしないと、定数を減らすといっても、1のところはだめよと、1以下というのはいないんですからね。ということになると、結果的には広域化を考えながら、何というんでしょうか、1対幾つになるのかという格差の問題も含めて、2と3もあわせて議論していくというふうにしなないといけないと思いますし、仮に、ここに盛られている数字を幾つというわけにはいかんけど、3とか4とかということになれば、これは大変なことだというのは、過去の2減らしたときに、我々もそばにおって耐えられんぐらいにわかるわけですね。ただ、今回は、抜本的という言葉かどうだったか知りませんが、前回の反省点も出されているわけですから、これは議論したらいかんというふうに縛ってしまうと、議論ができなくなる可能性もあるんじゃないかということを考えるんです。

○満行委員 市町村合併の動向を云々というのは前回も出ました。今回も出ていますが、そのことについて一言。市町村合併というのはいつでもやれるわけで、平成22年が限度とか、そういうのじゃありません。これはいつでも法律上はできますので。そんなことを言っただけで改革はできないと思うんです。だから、市町村合併の動向というのも当然見ながら、しかし、それは市町村の独自性で決めるわけですから、合併したときには選挙区は当然法律に基づいて変わると。そういう認識じゃないと、北諸が合併するのかせんのかと、そんなことをしておいたら私はおかしくなるんだろうと思います。

2つ目、郡、市の単位、これは、見直しを国に対して宮崎県議会として意見を言うべきでは

ないかなど。この郡と市の単位というのは、非常に市町村合併が進んだ現状においては合わない部分がかかり出てきていますので、国のそういう動きもあるということですが、それを阻止するためにも、宮崎県としては意思統一をしながら国に見直しを進言すべきじゃないかと思えます。

○蓬原委員長 きょうは、大方針が決まりましたら、大事なことですから、議長に一応、その結論について報告しようかなという時間を設定してあります。そうすると全国議長会が中心になって総務省あたりに要望していかないといけないなというようなことになるかと思えますので、今のような御意見もあるということをお報告しておきたいと思えます。

○中野委員 私の意見も。あえて宮崎からそのことを言う必要はありません。これも議長に進言してください。

○蓬原委員長 議論があったということをお伝えしておきます。

○濱砂委員 結局は、1人区を残す、残さんというものが前提にならんで、一票の格差が前提になるだろうと思うんですよ。だから、ここを十分論議をしていかないと、例えば、格差を1.5に抑えたとしたら完全に1人区になるわけですよ。あるいは2.5になったとすれば、1人区のところもあるし、合区になるところもあるし、1人区で残らないところもある。それぞれの問題が出てきますから、基本的なものとなれば、そのために合区というものが認められておる。市・郡単位ということになっておりますが、例外として合区が認められると。これは、基本的に一票の格差にしか頼るところがないだろうと思うんですよ。そうでないと論議ができませんので、地域によっては議員は要らんよというところも

あるかもしれませんが、議員は絶対減らしてくれるなというところもあるんです。だから、ここ辺を十分この中で論議をしていただかないといかん。

○緒嶋委員 議員というのは地域の代表という位置づけもあるわけですよ。そうすると、人口だけでいけば合区すると中山間地には議員はいなくなります。海岸線の人口の多いところだけの議員になる。特に中山間地域特別委員会なんかできておりますが、今では山手の議員というのは何人もおらんわけですよ。ますますもって県土の均衡ある発展とか格差とかいう問題は、我々が地域代表として発言することによってその地域が活性化される面もあるわけで、地域代表という位置づけというのも当然あるわけですので、人口の多いところだけに議員がおればいいという発想は私は問題じゃないかなというふうに思います。

○福田委員 それぞれイメージを描いて発言をされたわけでありましたが、私は、それを外れて、この3つの大基本方針が決まりましたから、このイメージに基づいて、今の現行法の中でどういう選挙区が考えられるのか。定数は入れないですよ。ひとつ事務局サイドでイメージ図をつくってほしい。それをやらんと進まないんじゃないでしょうかね。

○蓬原委員長 ほかにございませんか。

いろいろすばらしいお考え、それぞれの立場でいらっしゃるなということに感心をいたしまして、次回以降は今のような御意見等を踏まえながら、突っ込んだ議論に入っていきたいなというふうにも思いました。こだわることなく、いろんな角度から議論をしていって、最終的にはいい設計図を描きたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今のようなことで、もうイメージの世界はいいでしょうか、御意見の発表は。

○中野委員 委員長はさっき、定数についてのイメージと言われましたよね。

○蓬原委員長 総定数についてイメージを持っていらっしゃる方はいらっしゃいますかと。

○中野委員 私はその範囲内でイメージを言いましたので。

○蓬原委員長 はい。総定数についてのイメージでありました。

○野辺委員 例を挙げて申しわけないんですが、広域といった場合、広域の合区をする場合に、例えば41人のときは日向市が2人ということになっていますよね。それと東臼杵が今、2名ですけど、1人は存続できるんですが、これと一緒にするというのも可能なんですか。

○蓬原委員長 もう一回、確認のため、書記が説明申し上げます。

○松下書記 先ほどの資料集の6ページであったかと思うんですが、東臼杵郡は総定数を仮に38にしたとしても、配当基数が1.044ですので、法的には合区の対象にはなりません。日向市・東臼杵郡選挙区というのを設定することは、総定数38でもできません。

○黒木委員 例えば日向と門川が合併したと、そういう話もあっていますよね。そうしますと美郷から諸塚、椎葉だけで人数が少なくなるから、そこはどうなるのか。

○松下書記 日向と門川が合併した時点で東臼杵郡の区域が変わると思います。人口も変わると思います。その時点で1を切れば、東臼杵郡は新日向市と合区することは可能です。

○蓬原委員長 野辺委員、よろしいですか。区域が変わらない限りは、配当基数が1以下になりませんから。

○野辺委員 はっきり言いまして無理が出てくるところもありますね。市として、例を挙げて大変申しわけないんですが、例えば、西都の場合は、定数2を児湯と一緒にやるということもできないということですか。

○蓬原委員長 できないということになります。先ほど申し上げましたように、例えばの話ですよ。ずっと広域化していても、法の壁があって1人区を皆無にはできないということですね。どうしても残るところが出てくるという、ちょっと表現が妥当でないかもしれないけれども、考え方としてはそういうことになるということです。

○濱砂委員 野辺委員が言われたように、西都の場合は、もし、定数を減らしたとすると、今度は西都市が1になると思うんです。西米良村は児湯郡にくっつくんですよ。西都市で1名は十分確保しますから、そうすると西米良は要らないと。そういうことになると、児湯郡にまた戻れということになるんでしょう。

○蓬原委員長 西米良村は飛地の特例合区ですからね。

○黒木委員 だから、法律がそこで変わってこないとだめということですね。

○中野委員 現在、西都と西米良がありますよね。それから日南と南那珂があるんですが、飛地だったからそういうことになったんですか。

○蓬原委員長 説明します。

○松下書記 まず、西米良村ですが、西米良村は児湯郡ですので、郡、市が原則ですので、児湯郡選挙区として選挙を行っても結構です。西米良と海側の5町とで1選挙区設けても結構なんですけど、飛地の特例というものがあまして、西米良村で1選挙区、児湯郡西米良村選挙区1つと海側の5町で1つ、2つの選挙区を設けて

もいいですよという特例があります。これを適用しているわけなんですけど、西米良村は1つの選挙区としたら、配当基数が少ないので強制合区の対象となります。特例を適用して1選挙区設けたんですが、強制合区の対象となって西都市とくっつけざるを得なくなっているということです。

南那珂郡に関しても、例えばですが、南那珂郡北郷町選挙区、南那珂郡南郷町選挙区、これは飛んでいますので、それぞれ選挙区を設けても構わないんですが、そうなった場合、北郷町、南郷町の人口が少ないでしょうから、その場合は日南市と強制的に合区されるんでしょうが、基本的には南那珂郡は任意合区で日南市との合区を選択しているのかなと。南那珂郡選挙区として残っても構わないんだけど、日南市との任意合区を選択している状況だと思います。

○中野委員 南郷は配当基数がいわゆる任意合区の対象だったというわけですね。

○蓬原委員長 配当基数が要するに南那珂郡として1以下ということでしょう。

○松下書記 南那珂郡は配当基数が1以下です。南那珂郡が日南市と合区されたのは非常に古くからでございます、なぜ南那珂郡は日南市との任意合区を選んだのかというのはまだ調べておりません。

○蓬原委員長 フリートーキングですけど、北諸県郡よりも、それこそ逆転区だったんですね、ずっと。我々のほうが多いのに2人、向こうは少ないのに3人。

○福田委員 前期、その問題を解決することを約束されていながら、やっぱり先送りされているわけよね。こういうものをぴしっとつくる必要があるんですよ。本当は前回、議員定数の修正が終わっておらにゃいかん。僕は不在でした

から何も言う資格はないんですけど、過去在籍した者として、そう思ったですね。先送りすると苦しむなど。その都度、その都度、修正することが大事だというふうに痛感をしましたね。

○蓬原委員長 御意見があったら、どんどん出してください。よろしゅうございますか。

あと、共通資料ということでお渡ししておりますので、法的なものその他、他県の状況、県内の状況、しっかり御熟読をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの皆様の御意見を参考に、今後の協議を進めてまいりたいと思います。フリートーキング、ありがとうございました。

それでは、次に、県外調査につきまして、委員の皆様にご協議いただきます。

まずは、日程についてであります。お手元の行事予定表をごらんください。当委員会の協議の参考とするためにも、ぜひ、11月定例会の前までに県外調査を実施したいと考えておりますが、お手元の行事予定表にありますとおり、議会関係の行事だけを見ても、全くあいていない日がございませぬ。当委員会はプラスワンの特別委員会でありますことから、日程的には他の行事の合間を縫って実施せざるを得ないという、大変厳しい状況となっております。このような状況を踏まえすと、正副委員長としましては、既に予定の入っていらっしゃる委員もいるかとは思いますが、10月18日（木曜日）、19日（金曜日）が最も多くの参加が得られるのではないかと考えております。ぜひ、この日程で、いろいろ御都合があるかとは思いますが、御了承いただきたいと思いますのでありますが、何か御意見等はございますか。

○権藤委員 18、19日のスポーツ議連の件については、早くから決まっていたものなんですよ。

私はその旨、事務局には申し上げましたが、今日に至るまで委員長の耳に届いていないんだらうと思うんですが、これをまるっきりかぶせてもらうことは、スポーツ議連の事務局として非常に不満なんですよね。

もう一つは、きょう、基本方針を確認した段階で、例えば1月とか、そういうところの視察というのは不可能だということなんでしょうか。

○蓬原委員長 基本方針が決まりましたところで、これからいろいろ具体的に議論を進めていかなければいけません。したがって、11月議会の委員会からは、先ほども申しあげましたように、具体的に突っ込んだ議論になりますから、先進事例といいますか、他県のそういう状況を早目に調査したほうがいいだろうということで、この9月議会と11月定例会の間に入れようということで考えた結果、先ほど申しあげましたようなことで、多少無理もあったかと思いますが、18、19日しかあいていないなということをお願いをしているところであります。

○権藤委員 仮の話で悪いですが、本来、委員長、副委員長としては、そういう意見があれば、この案を私に説明してほしいな、それが民主的なこの議会の運営じゃないかなと。何を考えておるのかなと。遊びだということで一蹴するんだったらいいですよ。スポーツ議連の事務局長やら野球をやっけてけがしたり、そういうことも含めて、何をしておるのかなと。そこの認識の一つは疑いますが、今、説明があったように、6県かそこらしか定数の委員会が稼働し始めたところはないんじゃないかと。6県だったですかね。そういう中で、本来からいけば、日程と同時に視察の目的、内容、そういうものも日程にあわせてある程度は提言すべきだと思うんですが、きょう、基本方針を決めて、12月ま

でに行かにかいからこの日ですよということについては、委員長が先進地と言うけど、どういう部分がそんなに急がないかんのかというのが納得できないんですよ。私は、少なくとも、1月にやるほうが照準が狭められてくるんじゃないかという意見です。

○蓬原委員長 私ども正副委員長で協議しまして、私もスポーツ議連の会員であります、事務局長の権藤委員に説明に行かなかったことについては配慮が足りなかったかなと。

○権藤委員 事務局長じゃなくてもそういう意見があったら、委員長、副委員長は非公式にでも取り上げて、こういう検討しかないんですよと、そうしたら、私はそのときに、じゃ、1月ではどうなんですかという意見を言ったと思うんですよ。

○蓬原委員長 そこについては確かに配慮が足りなかったことをこの場をかりてお詫びしますが。

○権藤委員 いやいや、だから、できればもう一回ここで議論してほしいなと思うんですよ。18、19日しかあり得ないということじゃなくてね。

○蓬原委員長 ほかの皆さん方の御意見はどうですか。

○黒木委員 内容調査は、正副委員長ではどういふことを調査しようというふうに考えていますか。

○蓬原委員長 今から資料をお配りします。

[書記が資料を配付]

○権藤委員 委員長、あなたが私のところに調整に来なかったということをお責めしているんじゃないかと、私は視察に行きたいんですよ。行きたいけど、スポーツ議連のほうの立場上もあって行けないわけですね。向こうに行かにかいから

というのがあるものですからね。チームとしても成立させにやいかんしですよ。そういう意味で言っています。

○蓬原委員長 そういう御意見をいただいていますけれども。

○福田委員 私も聞いたとき、ああ、この行事を持っているがなと思ながらも、予定どおりでいいですよというお話をしましたが、前回の委員会のときにやることを決めましたよね。日程等もほぼ出ましたよね。やむを得んなと思っていますがね。自分のやつをカットせざるを得ない。

○榎藤委員 1月じゃいかんのですか。私は行きたいんですよ、本当言って。

○黒木委員 どうしても今度行かにやいかんという理由は何があるんですか。

○蓬原委員長 あるとすれば、11月議会からいよいよ突っ込んだ議論をしたいんで、そうなるのと、この調査はほぼ終えて、内部での議論に集中したいという、そこだったのであります。

○榎藤委員 では、お聞きします。奈良と岐阜はどういう先進地なんですか。

○蓬原委員長 書記の方から説明します。

○松下書記 両県ともことし4月の選挙のときは定数を削減しております。今回の調査では、定数削減を議論する際に出た意見とか課題、こういったものを聞いたり、一番大事なところなんですけど、その出た意見をどう集約していったのか、どのように決定して定数削減に至ったのかといったあたりを詳しく聞きたいと考えております。

奈良県議会のほうなんですけど、ことし4月の選挙では総定数48から44に減らしています。奈良県は人口140万人ぐらいで、市町村数も39ということで、本県に近いこともありまして、また、

中でも市町村合併ですね、本県は今回、余り進んでいなかったんですが、奈良県も同じく余り進んでいなかったの、非常に本県に似ています。似ていながらも総定数を4削減しているということで、非常に参考になるものと考えております。

それと、岐阜県ですが、こちらは4月の選挙では49から46に削減しております。こちらは法定上限数は61でありまして、上限数61から46に大きく減員しております、減員率は全国で1位となっていますので、こちらにも有益な調査ができるものと考えております。

○榎藤委員 結局、我々の次のこの委員会は、11月議会、そこで1回やるんですかね、何回もやるんですか。

○蓬原委員長 基本的には1回です。

○榎藤委員 そうであれば、私は、委員長報告なりはあると思うんですよ、特別委員会でやったのが。事務局、どうかな。

○松下書記 特別委員会に関しては委員長報告は2月議会の最後かと。

○榎藤委員 私が聞いているのは、岐阜と奈良の特別委員会の議事録があるだろうということを知っているんです。

○松下書記 岐阜と奈良の報告書は今、手元にはないんですが、恐らくまとまっているものがあるかと思えます。

○榎藤委員 だから、それを11月議会等で研究して、そして議論してやっても私は遅くないじゃないかと。私は本当に行きたいんですよ。それを頭越しにぽんと、もうこれはしようがないと言われてもね。だから、1月のスケジュールが不可能だったらしようがないですよ。

○蓬原委員長 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時38分再開

○蓬原委員長 委員会を再開いたします。

調査の日程についてであります。日程については、先ほど、10月18日、19日と申しましたが、1月に行うということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 調査先については、皆様の意見を踏まえて設定をいたしたいと思っております。そのように決定をさせていただきます。

最後に、その他でございますが、次の委員会の開催日についてであります。

先ほどの行事予定表をごらんください。先ほども申し上げましたように、日程はほとんど埋まっております。正副委員長といたしましては、11月13日（火曜日）県林活議連総会の日、午前中はいかがかと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほかに委員の皆様から何かございませんか。

なければ、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会